岐阜県総合評価落札方式　申請様式第２－４号

＜技術所見書＞施工上の配慮すべき事項（テーマ１）

工事名：

会社名：

|  |  |
| --- | --- |
| ■施工上の配慮すべき事項 | 上部工架設時における隣接道路の通行の安全性の確保について |
| ■事項の設定理由 | 稲口インター橋は、関市道を跨ぐ跨道橋であり、かつ国道の架橋位置に隣接する２車線については既に供用中であり、国道・市道ともに交通量が多い路線である。このため、上部工架設中においては隣接道路の一般交通の安全性を確保する必要がある。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 提　案　項　目 | 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ※提案項目をこの欄に記載する |  （具体的な対策・対応について）※本様式は、Ａ４サイズ片面１枚以内に簡潔かつ要領よく記述すること。文字サイズは10ポイント以上を基本とする。なお、規定枚数を超過した以降の内容は評価しない。※参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とし、極力少なくすること。※提案項目は、５項目以内とし、５項目を超過した場合は、記載順に５項目までの内容で評価する。※１つの提案項目に対する提案数の制限はなし。○提案内容が、設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。○提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。○通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しません。 ○技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性について　　　であり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認めら　　れません。　（例：仕様は現場打擁壁であるが、工期短縮のためにプレキャスト擁壁で施工する）　（例：仕様は高炉セメントであるが、工期短縮のために早強セメントで施工する）　○他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められません。　○提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。　○下記に示すような提案内容については、評価しません。 ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの　　（例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」　　　「適切に」「適宜」「適当に」「丁寧に施工する」「十分に」　　　「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかり」　　　「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」）　　②提案の実行の有無が確認できないもの　　（例：実行したことを、段階確認資料や写真等で確認できないもの）　　③提案内容に明確な効果が認められないもの　　④提案の実行に確実性がないもの　　（例：「監督員との協議により施工する」）　　（例：「○○調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない） |

岐阜県総合評価落札方式　申請様式第２－４号

**記載例**

＜技術所見書＞施工上の配慮すべき事項

工事名：○○○○工事

　　　　　会社名：○○○○土木

|  |  |
| --- | --- |
| ■施工上の配慮すべき事項 |  ○○○○の施工における安全対策について |
| ■事項の設定理由 | 現場における○○○○の施工における安全対策（施工方法、施工体制等を含む）について技術所見を求める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 提　案　項　目 | 具　体　的　な　施　工　計　画 |
| ①施工方法について②施工体制について③○○○○について④△△△△対策につ　いて⑤□□□□について項目数は５項目まで※５項目を超過した場合は、記載順に５項目までの内容で評価する。 | （具体的な対策・対応について）　・○○○○○を義務付ける。・☓☓☓☓☓を使用する。 ・○○○○○を行う。　　　　　　　　　　　　　提案数は制限なし ・△△△△△を行う。　・☓☓☓☓☓を行う。　・□□□□□の確認を行う。　・○○○○○時に○○○○○を行う。　・△△△△△を行う。　・□□□□□のため、○○○○○を設置する。　・○○○○○時には作業を中止する。 ・△△△△△を現場に配備する。 ・☓☓☓☓☓を行う。 ・○○○○○を行う。 ・△△△△○を行う。 |